

株主の皆さまへのお知らせ

平成 30 年 11 月 9 日

第 137 期中間配当に関する取締役会決議のお知らせ

平成 30 年 11 月 9 日開催の当行取締役会において、第 137 期（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）の中間配当につきまして、下記のとおり決議されましたので、お知らせいたします。

記

当行定款の規定にもとづき、平成 30 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金 1 株につき 35 円
2. 効力発生日ならびに支払開始日 平成 30 年 12 月 10 日（月）

以 上

中間配当金のお支払いについて

中間配当金領収証（口座振込ご指定の方には、「中間配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」）は、株主の皆さまのお届出住所あて、平成 30 年 12 月 7 日に発送する予定です。
